

# 網走市飲料水対策事業助成金交付要綱第3条に基づく機種指定要件

## 1. 塩素滅菌器等機種指定要件

本制度に基づき設置する塩素滅菌器等は、一般細菌及び大腸菌を別表に掲げる基準値に浄水する機能を有し、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 対象  
飲料水を供給する給水管(栓)に接続できること。
- (2) 滅菌方法  
ポンプ等に連動し、くみ上げた水を自動的に滅菌できること。  
次亜塩素酸ナトリウムにより滅菌する機器であること。
- (3) 滅菌機能  
塩素注入量の微量調整が可能であること。
- (4) 耐用年数  
耐用年数が通常の使用方法において、5年以上あること。
- (5) 保証期間  
性能の保証期間が1年以上あること。
- (6) 取扱  
通常の使用状況で取扱が容易であること。
- (7) 残留塩素測定器  
滅菌器とセットで購入すること。  
DPD法の測定器であること。
- (8) 保守業務  
道内に支店・営業所又は代理店を有し敏速に対応できること。

## 2. 家庭用浄水器機種指定要件

本制度に基づき設置する家庭用浄水器は、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素を別表に掲げる基準値に浄水する機能を有し、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 対象  
飲料水を供給する給水管に接続できること。
- (2) 浄化方法  
逆浸透膜方式を採用し、かつ、前処理フィルターを有していること。
- (3) 浄化機能  
専用の圧力ポンプを有していること。
- (4) 浄水能力  
浄水能力が1時間あたり5ℓ以上であること。
- (5) 耐用年数  
耐用年数が通常の使用方法において、5年以上あること。
- (6) 保証期間  
性能の保証期間が1年以上あること。
- (7) 取扱  
通常の使用状況で取扱が容易であること。
- (8) 保守業務  
道内に支店・営業所又は代理店を有し敏速に対応できること。

### 3. その他浄水機器等(ろ過器・除鉄機器)機種指定要件

本制度に基づき設置するその他浄水機器は、一般細菌及び大腸菌群、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素以外の項目を別表に掲げる基準値に浄水する機能を有し、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 対 象  
飲料水を供給する給水管(栓)に接続できること。
- (2) 浄化方法  
砂ろ過方式を採用し水質により、ろ過交換が可能であり、逆洗機能を有すること。
- (3) 処理水量  
1日当り10m<sup>3</sup>以上の処理能力があること。
- (4) 除鉄能力  
除鉄能力が5mg/ℓ以上であること。
- (5) 耐用年数  
耐用年数が通常の使用方法において、10年以上あること。
- (6) 保証期間  
性能の保証期間が2年以上あること。
- (7) 取 扱  
通常の使用状況で取扱が容易であること。
- (8) 保守業務  
道内に支店・営業所又は代理店を有し敏速に対応できること。

網走市飲料水対策事業助成金交付要綱第3条に基づく機種指定要件 別表

水質検査に関する項目及び基準値

項 目	基 準 値	備 考
一 般 細 菌	集落数100個／mℓ以下であること。	北海道飲用井戸等衛生対策要領別表2水質検査に関する項目及び基準値より
大 腸 菌	検出されないこと。	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg／ℓ以下であること。	
塩化物イオン	200mg／ℓ以下であること。	
有機物等（全有機炭素(TOC)の量）	3mg／ℓ以下であること。	
pH値	5.8以上8.6以下であること。	
味	異常でないこと。	
臭 気	異常でないこと。	
色 度	5度以下であること。	
濁 度	5度以下であること。	
鉄	0.3mg／ℓ以下であること。	水質基準に関する厚生労働省令より